

議案第 28 号

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和 50 年墨田区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表修学資金の項中「46,500 円」を「48,000 円」に改める。

第 18 条中「10.75 パーセント」を「5 パーセント」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付けの申請があったものから適用し、施行日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第 18 条の規定は、施行日以後の期間に係る延滞利子の計算について適用し、施行日前の期間に係る延滞利子の計算については、なお従前の例による。

（提案理由）

女性福祉資金貸付制度の充実を図るため、専修学校の一般課程の修学に係る貸付限度額を引き上げるとともに、延滞利子の利率を引き下げる必要がある。